

「県民の声を受けて」公表分の概要

平成26年4月11日
戦略企画部

県民の声を受けて、4月1日に県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は23件ですが、このうち4件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は29件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A、B、Cを印した主な内容は3のとおりです。

1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	20	5	1	3	—	—	—	29

2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既の実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部		1			1			2
戦略企画部		1						1
総務部		1	2			1		4
健康福祉部		1				2	1	4
環境生活部		2	1			1		4
地域連携部		2			1			3
農林水産部							1	1
雇用経済部		2	1			2		5
県土整備部		1						1
出納局								—
企業庁								—
病院事業庁								—
議会事務局		1						1
監査委員事務局								—
人事委員会事務局								—
教育委員会事務局		3						3
労働委員会事務局								—
選挙管理委員会事務局								—
計		15	4	—	2	6	2	29

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを印したもの)

① 勤務、応対等に関するもの

- ・職員の服装、行動等に関する意見等：No. 4、No. 5

(2) 職員の気付きに繋がると思われるもの等(別表の整理番号欄にBを印したもの)

- ・情報公開に関する意見：No. 28 (No. 3、 No. 29)

(3) 「県民の声を受けて実施した」案件(別表の整理番号欄にCを印したもの)

県政への反映区分のうち、「県民の声を受けて実施した」が4件ありました (No. 4、No. 5、No. 12、No. 21)。

内、直接に県民サービスの向上のため、業務の改善等へ反映されたものは次のとおりです。

- ・総合文化センターの立体駐車場の3階から下る際、下から来た車を避けようと左側に車を寄せたら、金属のガードに接触してしまったので金属のガードにクッション性のあるカバーを付けてほしいとの要望を受け、プラスチック製の保護具とトラテープ（黒と黄のテープ）を取り付けた。：No. 12（文化振興課）

県民の声を受けて
(Web公開)

- ・平成26年4月1日に県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A、B、Cを印したものは、今月の主な内容（9件）
 - Aは職員に関するもの（2件）
 - Bは職員の気付きに繋がるとと思われるもの等（3件）
 - Cは「県民の声を受けて実施した」案件で、県民サービス向上のため業務の改善等へ反映したもの（4件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1	2014/2/13	電子メール	提案意見	防災センターについて	三重大学内に2500万円でセンターを作って、防災職員が常駐するそうですが、地理的に液化化、津波の心配はありませんか。	防災対策部	援防課	三重県と三重大学は、防災人材の育成・活用、地域・企業支援、情報収集、発信・啓発、調査研究を担う「みえ防災・減災センター(仮称)」を平成26年度に設立いたします。センターの設置場所につきましては、地域の拠点である三重大学に置くことに意義があると考えおり、そのように計画しているところです。ご指摘の通り、三重大学は津波浸水地区にあり、液化化の可能性もありますが、大学として津波避難訓練、図上訓練等を行うなど対策をとっています。センター職員、駐在する県職員についても、大学の対策に加えて、センターとして十分な安全教育と安全対策を図っていきたく考えています。	次年度以降に反映したい
2 (25)	2014/2/20	電子メール	照会	国道165号の除雪対策等について	1 先週の大雪で、青山峠は通行止めになっていましたが、ネット上の県防災道路情報には掲載がなく、日本道路情報センターには掲載がありました。なぜ、掲載されないのですか。2 通行止め解除後、県道路維持の職員は、現場確認に何回行かれたのでしょうか。名張方面から行くと、青山トンネル～白山トンネル以降300mまでの間は未だアイスバーン状態で、非常に危険で事故が起りうる状況です。塩化カルシウムを散布した形跡も見えません。以上2点を回答願います。	防災対策部	災害対策課	ご意見ありがとうございます。県では、災害対策本部を設置した場合、「防災.jp」ホームページの「緊急時のページ」で、被害情報の一つとして、道路の通行止めなどの情報を掲載しています。当該ページの情報は、関係機関から提供を受け情報を入力しているため、若干のタイムラグが生じることがあります。今後とも、すみやかな災害情報の提供に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。なお、県管理道路の道路規制情報については、「三重県」ホームページの「三重県道路規制情報」で、県道路管理者が随時更新情報を提供しています。【アドレス】 http://www.douro.pref.mie.jp/ 【ページへの入り方】(1)「三重県」ホームページ>「くらし・防災」欄「道路規制情報(県内版)」をクリック(2)「防災.jp」ホームページ>「緊急時お役立ち情報」>「交通・道路情報」欄「三重県道路規制情報」をクリック(3)「防災.jp」ホームページ>「緊急時のページ」>「緊急時お役立ち情報」欄「交通・道路情報」>「三重県道路規制情報」をクリック	すでに実施している
3 (28) (29) (B)	2014/2/17	面談来訪	提案意見	県民の「知る権利」の侵害について	私は、平成21年12月22日付で教委第17-172号の公文書不存決定通知書を受け取った県民です。「公文書が存在しない理由」に「見つかりませんでした。」と表記されていますが、通知書を受け取ってから、見つかったという連絡はいただいております。鳥羽港改修工事に係る公文書改ざん事件にショックを受けており、この公文書も、だれかが勝手に廃棄してしまったのではないのかと不信感を持ちました。平成21年12月にはすでに捜索や聴取調査を実施していただいておりますが、この簿冊は永久に見つからないと結論づけてよいのでしょうか。教育委員長と教育長に説明していただきたいと思っております。以前に、教育委員会定例会でも話し合っていたのですが、そもそも、「不存理由は不明です」というような公文書不存決定通知書が決議されてよいのだろうかと考えています。当時の知事部局の法務・文書の担当者から、簿冊内の文書がすべて永久保存文書でなくとも、一部にあれば保存期間は「永久」と処理されると説明していただきました。「永久」は、30年に変更されるので、保存期間が「永久」の簿冊がないのは普通に考えればおかしいとの事でした。鳥羽港改修工事に係る公文書改ざん事件も、この公文書不存も、県民の知る権利の侵害だと考えていますが、知事のご見解もお知らせ下さい。なお、この文面は要約せずに、そのまま知事、教育長、教育委員長に見せて下さい。	戦略企画部	情報公開課	このたびは、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。県では、情報公開条例に基づいて県政情報の公開を進めているところですが、その目的について、条例第1条で「県民の知る権利を尊重し」と明記し、「県民の諸活動を県民に説明すること」を県の責務として位置づけています。県では、県職員に対する研修会の実施や実施機関の適正な事務取扱に対する相談指導を通じて、こうした条例の趣旨の徹底、制度的確な運用に努めてきました。こうした中で、昨年度、港湾改修工事に係る不適正な事務が行われたことは、県政に対する県民の信頼を大きく裏切る重大な問題と受け止め、再発防止に向け、コンプライアンス向上策等に、県全体で取り組んでいるところです。また、ご指摘いただきました公文書不存決定の件につきましても、公文書の適正な管理は情報公開制度の根幹であり、今後とも、公文書の適正管理、情報公開制度の的確な運用について、研修等を通じ、職員に徹底してまいります。今回のご意見を真摯に受け止め、今後も県民の皆さまへの積極的な情報公開に取り組んでまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。	すでに実施している
4 (A) (C)	2014/3/6	電子メール	苦情	職員の送迎について	県庁職員と思われる人の送迎の車両が、津駅西口の横断歩道前後に駐車することが日常化していますが、ご存知ですか。注意しても態度が悪い人がいます。	総務部	人事課	職員の交通安全意識の向上、交通マナーや安全運転の徹底については、かねてから研修や会議等の場で注意を喚起しているところですが、今回いただきましたご意見を踏まえ、今後、様々な機会を捉えて注意喚起を行うとともに、職員一人ひとりが自覚をもって交通マナー及び安全運転を徹底するよう周知してまいります。	県民の声を受けて実施した
5 (A) (C)	2014/3/3	電話	提案意見	三重県の防寒服について	三重県の防寒服は個人がどんなことに使ってもいいのですか。先日、地域の奉仕作業に「み」のマークがついた防寒服を来て作業している人がいました。こういうのはよいのでしょうか。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございました。県では、作業服や防寒服など職務遂行上必要な被服を職員に貸与しています。貸与を受けた職員は、その被服を貸与の目的以外には使用してはなりません。よって、職務とは関係のない私用の場での着用は認められません。ご指摘をいただきました件につきまして、貸与された被服の適正な使用について会議等の場で職員に対し注意を促すとともに、県民の方々に誤解を招くような行動は慎むよう徹底してまいります。今後とも、お気づきの点がありましたらご意見いただけますようよろしくお願い申し上げます。	県民の声を受けて実施した
6 (20) (26)	2014/2/14	電子メール	提案意見	平成26年度予算と雇用経済情勢について	1. 熟慮を重ねた予算案ですが、財政硬直化は改善されていません。次世代の事を良く考えていますが、ビジョンとしてはっきり示して欲しいです。2. 歳入の県債と、歳出の公債費とのバランスはどう考えていますか。3. 義務的経費が膨らんでいる為に独自の政策が窮屈です。国の施策・社会保障の増が大きなウエイトを占めていますが、県として今以上の知恵を出す方法はないですか。4. 職員の人件費・人員減は理解できますが、予算に聖域はありません。議員の報酬等・人員減を真剣に考えて欲しいものです。5. アベノミクス効果が出ているように報道されていますが、三重県の雇用・給与・経済等を見てみるとダブル減、4月からトリプル減が実態です。26年度下半期から倒産・自己破産・解雇から生活保護受給者増の方向に進むのが実態状況だと思います。明るい材料が見つけないです。明るいものがあるのですか。	総務部	財政課	本県の財政状況は、来年度は、歳入面で法人二税や地方消費税の増収等により県税収入の一定の増加が見込まれるものの、歳出面で社会保障関係経費や公債費(過去の借金の返済額)などの義務的経費が前年度より増加しており、平成26年度以降についてもこれらの状況に大きな変化は期待できず、臨時的な財政需要に機動的に対応できない硬直的な財政構造は継続すると見込まれます。このため、持続可能な財政運営の確立は、将来の三重県民に明るい未来を届けるための最も基本的かつ重要な課題のひとつととらえ、平成24年度から、災害復旧債や臨時財政対策債等の県が発行額をコントロールできないものを除く県債残高を減少させるなど、「三重県行財政改革取組」において「財政運営の改革」に取り組んでおり、引き続きしっかりと進めていきたいと考えています。このような取組を行うなかで、平成26年度当初予算においては、少子化対策やグローバル化への対応、中小企業・小規模企業の振興などの施策に重点化を行うなど、メリハリのある予算となるよう努めました。なお、歳入の県債と歳出の公債費のバランスについては、多様な財源確保策の取組により歳入の確保を図るとともに、前述の県債残高を減少させる取組を進めることで、歳出の公債費を抑えるよう取り組んでいます。	すでに実施している

7	2014/2/24	電子メール	提案意見	県庁舎内の喫煙について	厚生労働省健康局長通知に「公共的な空間については原則として全面禁煙であるべき」と書かれていますが、県庁舎や議会棟に喫煙室があるのはおかしいのではないのでしょうか。県庁舎は公共的な空間ではないのですか。飲食店などに対して禁煙を呼びかける通知を出すのであればまずは自ら働く場所を全面禁煙にするべきです。学校の敷地内は全面禁煙です。県庁や議員がいる建物内は別扱いなのですか。県庁に訪れる小学生にもたばこの煙に敏感な子もいると思います。全面禁煙にすべきです。「分煙しているので問題ない」といった考えは、やめてください。	総務部	管財課	貴重なご意見ありがとうございます。三重県では、現在、受動喫煙防止対策として県庁舎内に喫煙室を設け、建物内での分煙を実施しているところ。今後、県庁舎における建物内禁煙の実施に向けた検討を行い、一層の受動喫煙防止対策に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
8	2014/3/5	電子メール	提案意見	受動喫煙について	官公庁などの公的な機関や飲食店などの店舗の分煙化の実施はとても早く、実績もありますが、一般の方の出入りの無い民間の企業などでは、トップの考えが向かない限り分煙化はとても難しいことだと感じています。喫煙所で勤務しているような環境のところも多くあります。社員が会社側に分煙化を求めることは、実際には困難なことです。私も含め、職場の受動喫煙で悩んでいる人もたくさんいると思います。こんな環境は妊娠の可能性のある女性にとっても不安だと思えます。民間の企業の分煙化に向けて、例えば条例など三重県として、三重県内の企業の分煙化に取り決め等を作ってもらうことはできないでしょうか。よろしくお願います。	健康福祉部	健康づくり課	貴重なご意見ありがとうございます。平成22年2月に出された厚生労働局長通知では、公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきと名言されています。しかしながら、本通知には法的拘束力はなく、全面禁煙の実施は、各機関の判断に委ねられている現状があります。三重県ではこの通知を受け、各部局と連携を図り関係団体に広く周知すると共に、受動喫煙防止対策への協力を依頼しております。また、職場については労働安全衛生法において、快適職場の形成として可能な限り受動喫煙の機会を低減させることが事業主の努力義務とされていますので、職場の健康管理担当者へもご相談いただければいかがでしょうか。今後も引き続き関係機関への周知を行い、公共的な場の全面禁煙に向けた取組に努めてまいります。	反映は困難である
9	2014/3/5	電話	提案意見	健康づくりの取組について	健康は何よりも大事だと思っている者です。最近の県政は健康を軽視していませんか。それではいけないと思います。県政だけでなく、健康づくりに関する取組の紹介が少ないように思います。血税を使っているのですから、生活習慣病を防ぐとか、がんを減らすなどの健康づくりについて、インパクトのある取り上げ方をし、特集を組んでもらうように働きかけてほしいです。それからファミリーで参加できるような健康づくりのイベントを計画してほしいです。	健康福祉部	健康づくり課	ご意見ありがとうございます。県民の皆さんの健康づくりは大変重要な政策であり、「三重の健康づくり基本計画」に基づき、今後10年間の健康づくりのあり方を見据えて各分野の取組を推進しています。県民の皆さんに対して健康づくりの重要性や活動の契機となる情報を提供するため、主催イベントや関係団体等が開催する各種イベントにおけるパンフレット配布等の健康情報提供や、県民出前トークにおける啓発活動、広報活動への協力を含めた企業との協定締結など、様々な取組を推進しています。今後もあらゆる関係者と連携しながら、県広報媒体の活用を含め、様々な機会を通じて県民の皆さまへの情報発信に取り組めます。	施策の参考とする
10	2014/3/6	電子メール	提案意見	不妊治療について	知事が男性の不妊治療に力を入れておられることを知りました。不妊治療に目を向けて「子どもをほしいと心から願っている人たちの希望を少しでも叶えることができるように頑張ろう」と声を上げて下さった事に本当にありがたく思っています。しかし、男性不妊（無精子症）はごくごく少数です。不妊治療のほとんどは、一般不妊治療です。一般不妊治療は、タイミング治療と人工授精です。双方ともに保険対象ではなく実費が多いです。一回一回は少額でも長く不妊治療を続けている中で、サポートしていただきたいのは、一般不妊治療なのです。三重県は、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）にしか助成がありません。ほかの県では、一般不妊治療への助成が始まっている中、三重県は遅いと感じています。全国初の男性不妊への助成は、とても目立ち注目されていますが、男性不妊への助成より先に多くの夫婦が悩んでいる一般不妊への助成が必要だと思えます。注目されるのではなく、まずは、他府県と肩を並べることからしていくべきだと思います。本当に子どもが欲しくて不妊治療をしている多くの人たちの求めていることをもっと考えてほしいと思います。	健康福祉部	子育て支援課	ご意見ありがとうございます。特定不妊治療（体外受精・顕微授精）は、高額な医療費がかかり、保険も適用されないため、不妊に悩むご夫婦は、経済的に大きな負担を強いられています。このため、県では、国の「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」に基づき、特定不妊治療にかかる費用の一部助成を行っているところです。また、特定不妊治療と並行して、男性不妊治療を行う場合、例えば、無精子症の患者には精巣内精子生検採取法（TESE）などの治療が有効ですが、その治療費が高額であるため、経済的負担が一層大きくなります。このことから、男性不妊治療に対する助成を行う市町を県が補助する制度を創設することにより、不妊に悩むご夫婦への経済的支援を充実させていきます。なお、ご指摘のとおり、一般不妊治療（人工授精等）についても、不妊に悩むご夫婦にとっては、経済的な負担となっています。このことから、県内では、8市町が一般不妊治療にかかる費用の一部助成を行っているところです。県としましては、各市町や他都道府県の動向、および国の方針等もふまえて、不妊に悩むご夫婦への支援を行ってまいります。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	施策の参考とする
11	2014/2/20	面談来訪	提案意見	身体障害者手帳の交付について	私は聴覚障がい者で、身体障害者手帳の交付を受けていますが、有料で指定医師の診察を受けて認定してもらいました。しかし、以前は県の障害者相談支援センターが無料で検査し、医師の診断書は必要なかったと聞いています。その当時に認定された人全員を再検査してください。	健康福祉部	障害者相談支援センター	貴重なご意見ありがとうございます。身体障害者手帳は、申請者が、身体障害者福祉法に基づき身体障害にかかる診断書を作成できると県で指定された医師の診断書を添付し、市町を経由して県に提出、県が身体障害認定基準によって審査、発行を行っています。平成20年度までは、身体障害者手帳交付申請者の利便性を図るため、県での聴覚障害の診断を希望する方について、センターの委嘱した耳鼻科指定医師により診断書を作成していました。そのため、当時も指定医師による診断書に基づいた適正な審査が行われており、再検査する必要はないものと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
12	2014/2/13	面談来訪	要望	立体駐車場の保護具について	先日、県有施設の立体駐車場に車を止めましたが、3階から下る際、下から来た車避けようと左側に車を寄せたら、そこに設置してあった金属のガードに接触してしまいました。このようなことがないように、金属のガードにクッション性のあるカバーを付けて下さい。	環境生活部	文化振興課	ご意見ありがとうございます。当該施設の立体駐車場は、運転者の皆さまにご注意いただくため、暗くて分かりにくい箇所柱にプラスチック製の保護具と、蛍光色のテープを取り付けております。ご指摘いただきました箇所につきましても、プラスチック製の保護具とトラテープ（黒と黄のテープ）を取り付けました。	県民の声を受けて実施した
13	2014/3/10	電子メール	照会	PM2.5のデータについて	三重県のホームページで、公開されているPM2.5のデータですが、数値がマイナスになっているところがあります。どうしてこうなるのかを教えてください。	環境生活部	大気・水環境課	県内におけるPM2.5の測定については、自動測定機により連続測定を行っていますが、いずれの測定機においてもベータ線吸収法という方式で測定を行っています。ベータ線吸収法は、「ベータ線を物質に照射した場合、その物質の単位面積当たりの質量に比例してベータ線の吸収量が増加する」ことを利用した測定方法ですが、簡単に申しますと、フィルターにPM2.5を一定時間捕集し、捕集する前のフィルターのベータ線吸収量と捕集後のフィルターのベータ線吸収量の差からPM2.5の濃度を計算する方法です。ベータ線吸収法は、その測定原理から測定誤差の発生が避けられず、特にPM2.5濃度が非常に低い場合には、この誤差により指示値がマイナスになることがあります。このため、PM2.5の濃度がマイナス値ということは本来あり得ないことですが、ご覧いただいている画面で、測定値がマイナス値となっている場合は「測定できないほど低い値」というご理解をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している

14 (27)	2014/ 2/28	電子 メール	提案 意見	PM2.5による 学校対応 について	2月26日にPM2.5の注意喚起が発表されていましたが、三重県内ではどのような対応があったのですか。特に、小中学校のグラウンドで、通常通り体育の授業やクラブが行われていたことが気になります。体育の授業は室内で行うとか、屋外での部活動を自粛するなどの対応をお願いします。	環 境 生 活 部	大 気 ・ 水 環 境 課	三重県では県内でPM2.5が高濃度（日平均値70 μ g/m ³ 超）になると予測される場合に、県民等に対し注意喚起を行うこととしており、2月26日の注意喚起実施時には次のとおり周知を行いました。 注意喚起の地域：三重県全域 周知方法：県ホームページへの情報掲載、報道機関への資料提供、各市町及びその他関係機関への連絡（各学校等へは、市町や教育委員会等の協力を得て、周知を行っていただいています。） 注意喚起の内容：「本日は、PM2.5濃度が高くなると予測されます。不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動は控えてください。呼吸器系に疾患のある方、小児や高齢者の方は体調に応じて慎重に行動するようご注意ください。」 なお、県では今後も注意喚起情報を更に広く効果的に周知するための方策を検討していきたいと考えていますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
15	2014/ 2/19	電話	提案 意見	建築物環境 衛生管理技 術者免許に ついて	建築物環境衛生管理技術者を置かなければいけない延べ面積3000平方メートル以上の建物はたくさんありますが、その免許を持っている人は少ないです。しかも、同時に他の建物と掛け持ちすることはできないため、建築物環境衛生管理技術者は不足しています。建築物環境衛生管理技術者の届け出は、建築物が所在する都道府県になっていることから、現状では、他の都道府県だと掛け持ちをすることが可能な状況となっています。また、三重県では届け出の際、免許状の写しでいいことになっていますが、これでは他者が勝手に登録をすることができます。原本の提出を求める都道府県もあることから、三重県でも、厳正な運用ができるように、改めて欲しいと思います。	環 境 生 活 部	大 気 ・ 水 環 境 課	建築物環境衛生管理技術者制度につきましては、多数の方が利用される特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督されることを目的として設けられた制度であり、ご指摘のとおり、選任される方については、建築物環境衛生管理技術者免許を所有し、かつ、原則として2以上の建物の建築物環境衛生管理技術者を兼務しないことが求められています。今回、他の都道府県との掛け持ちや他者による勝手な登録等に関するご意見を頂きましたが、本県としまして、このようなことが起こらないよう、従前から建築物所有者等からの届出の際には、選任される建築物環境衛生管理技術者の現住所や兼務の状況等の記載とともに免許の写しの添付を求めており、これらを基に建築物維持管理の監督を適切に行うことができるかなどを慎重に確認しているところで、今後とも届出受理時における審査とともに、特定建築物への立入検査等において必要に応じて免許の原本確認を行うなど監督を適切に行うことにより、建築物環境衛生管理技術者による監督が適切に行われているか確認に努めていきますので、ご理解頂きますようお願いいたします。	施 策 の 参 考 と す る
16	2014/ 2/19	電子 メール	提案 意見	熊野古道1 0周年記念 事業につい て	三重県の熊野古道10周年事業計画の動きが鈍く感じられ、関連事業者との連携がとれず、集客や町内の熊野古道10周年事業計画にも支障をきたすのではないかと心配しています。実質来客数の多い4月からゴールデンウィークは何もできず、半年しか事業が行えないのではないのでしょうか。また、県は熊野古道への来客数が増加しているかのように言っていますが、減少しているように感じています。三重県唯一の世界遺産です。「何かやればいい」ではなくもっと一般市民の目線で熊野古道10周年事業を遂行して下さい。住民は期待しています。くれぐれも残念な事業にしないで下さい。	地 域 連 携 部	東 紀 州 振 興 課	ご意見ありがとうございます。本年7月に世界遺産登録10周年を迎えることから、本年度、県、市町、交通事業者等をメンバーに実行委員会を立ち上げ、10周年の機運を盛り上げるために熊野古道セミナー、熊野古道ウォーク、宝探しイベントなどの実施や伊勢から熊野への誘客促進等に取り組むとともに、東紀州の5市町が中心となって「熊野古道伊勢路～幸結びの路～」として、ポスター、ガイドブック、ホームページなどを活用して情報発信に取り組んでいます。平成26年度は、県が主体で実施する10周年記念イベントや熊野古道踏破ウォークイベントなどと市町や地域の皆さんが主体となって実施する地域の賑わいを創出するイベント等を取りまとめ、情報発信することで露出を高め、熊野古道への来訪者の増加につなげていきたいと考えていますので、それぞれの立場でのご協力をお願いします。4月～6月については、熊野古道セミナーの開催や交通事業者と連携した熊野古道ウォークを延べ30回実施するなど7月に向け盛り上げていきたいと考えています。熊野古道の来訪者数については、毎年、東紀州地域振興公社が峠別に来訪者を推計し発表していますので、ご理解ください。	す で に 実 施 し て い る
17	2014/ 3/3	電子 メール	苦情	庁舎管理に ついて	伊勢庁舎の身障者用の駐車スペースの屋根が壊れたままです。これは、いつ頃修理が完了しますでしょうか。雨の日の使い勝手が良くないです。よろしく願いいたします。	地 域 連 携 部	域 南 活 勢 志 性 化 摩 防 地 災 域 室 活 性 性 化 局 地	ご意見ありがとうございます。伊勢庁舎においては、思いやり駐車場として、本館南側に3台、別館南側に2台、計5台分を確保しています。2月14日の雪のため、本館南側の思いやり駐車場の屋根が損壊し利用ができなくなっており、来庁者の皆様には大変なご不便をおかけしています。本館南側の思いやり駐車場3台のうち1台においては、若干の不便をおかけするものの使用していただくこととしました。残りの2台分の修繕について関係部局と協議しているところです。なお、少し離れますが、別館南側の2台分の思いやり駐車場を、ご利用くださいますようご協力とご理解をお願いします。	次 年 度 以 降 に 反 映 し た い
18	2014/ 2/24	提案箱	苦情	おもいやり 駐車場につ いて	50m先までおもいやり駐車場を移動するのは良いのでしょうか。移動されてから10日以上経ちました。	地 域 連 携 部	域 南 活 勢 志 性 化 摩 防 地 災 域 室 活 性 性 化 局 地	ご意見ありがとうございます。伊勢庁舎においては、思いやり駐車場として、本館南側に3台、別館南側に2台、計5台分を確保しています。2月14日の雪のため、本館南側の思いやり駐車場の屋根が損壊し利用ができなくなっており、来庁者の皆様には大変なご不便をおかけしています。本館南側の思いやり駐車場3台のうち1台においては、若干の不便をおかけするものの使用していただくこととしました。そのほか、正面玄関横に思いやり駐車スペースを確保するとともに、少し離れますが、別館前に2台分の思いやり駐車場がありますので、そちらをご利用くださいますようご協力とご理解をお願いします。	す で に 実 施 し て い る
19	2014/ 2/20	電子 メール	提案 意見	森と緑の県 民税につい て	自治体が公共を名目に、貴重な湿原地や森林を破壊し、一般廃棄物最終処分場を造ろうとしている現状があります。自然や水源地を平気で破壊する行為を県はそのままにして、税金をかけることに納得ができません。このような矛盾した政策を県民に押し付けることは詭弁でしかないと思います。県民の為にこれからの若い世代に残すことが出来る政策を続けてほしいです。欲望を実現するのではなく、慈悲に満ちた県政をお願いしたいです。地球の全ての生命が生きられる世界の実現に向けて情報発信をお願いします。人類は、酸素と水によって生命を維持できています。植物は、炭酸ガスを吸って老廃物の酸素を輩出しています。植物にとっては、人類・動物の為に酸素を排出しているわけではありません。常に、バランスの元に生命を維持していることに他なりません。全ての生命に感謝と、慈悲をもって接して下さい。人間の勝手に、自然を支配できるとするのは、すべて自分に返ってきます。自然に対して人間の造るものは無力です。早くその現実を目を向け、共生の政策を県の主導で進めて頂きたいと存じます。	農 林 水 産 部	み ど り 共 生 推 進 課	森林には、水を貯える、二酸化炭素を吸収する、山崩れや洪水を防止するなどの働きがあり、その恩恵は広く県民の皆さんが享受しているところです。これまで森林は、山村地域の人々によって守られてきましたが、過疎化や高齢化、林業の低迷等により、手入れが不足した荒廃森林が増加しています。また、最近10年間の県内で集中豪雨の発生頻度は、30年前の約3.5倍となるなど、自然災害の発生リスクが高まっていると考えられます。このようなことから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入することとなりました。税を巡る環境が厳しい時期ではありますが、暮らしの安全・安心を確保し、豊かな森林を未来に引き継いでいくために、導入の判断を行ったところです。ご理解をお願いします。	反 映 は 困 難 で あ る

20 (6) (26)	2014/ 2/14	電子 メール	提案 意見	平成26年 度予算と雇 用経済情勢 について	1. 熟慮を重ねた予算案ですが、財政硬直化は改善されていません。次世代の事を良く考えていますが、ビジョンとしてはっきり示して欲しいです。2. 歳入の県債と、歳出の公債費とのバランスはどう考えていますか。3. 義務的経費が膨らんでいる為に独自の政策が窮屈です。国の施策・社会保障の増が大きなウエイトを占めていますが、県として今以上の知恵を出す方法はないですか。4. 職員の人件費・人員減は理解できますが、予算に聖域はありません。議員の報酬等・人員減を真剣に考えて欲しいものです。5. アベノミクス効果が出ているように報道されていますが、三重県の雇用・給与・経済等を見ているとダブル減、4月からトリプル減が実態です。26年度下半期から倒産・自己破産・解雇から生活保護受給者増の方向に進むのが実態状況だと思います。明るい材料が見つけないです。明るいものがあるのですか。	雇用 経済 部	雇用 経済 部 総務 課	県が実施する「三重県景気動向調査」では、平成25年第3回調査（7月～9月）において、前期と比べた県内景況感DI（全産業）が、平成19年第1回調査（1～3月期）以来のプラスに転じました。さらに、平成25年第4回調査（10月～12月）では、景況感の改善傾向はより一層強まった結果となっています。また、厚生労働省が発表する平成26年1月の三重県の有効求人倍率は1.19倍となっており、リーマンショック前の水準にまで回復しています。このような中、三重県経済に持続的な景気回復をもたらす、「経済の好循環」につなげていくためには、県内企業の大部分を占める中小企業・小規模企業の振興が不可欠であること認識しており、中小企業・小規模企業振興の基本理念や施策の方針を定めた「三重県中小企業・小規模企業振興条例案」を、2月定例会議に提出したところです。同条例案では、小規模企業に対する支援、三重県版経営向上計画の認定、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継の促進など中小企業・小規模企業の特성에応じた支援策や、これらの支援策を推進するための「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」の設置など、三重県独自の施策を盛り込んでおり、今後、県が先頭に立って、中小企業・小規模企業の振興に取り組み、地域雇用の維持・創出、さらには賃金の維持・向上につなげ、地域の消費拡大、ひいては地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えています。	施策 の参 考と する
21 (C)	2014/ 3/5	電話	苦情	警備員の対 応について	三重県が所有する施設に行き、障がい者用の駐車枠に車を止めようとしたが、全ての所に三角コーンが置いてあったので、コーンとコーンの間に止めようとしたら、コーンに当たってしまいました。そうしたら、中から警備員が出て来て30分間程警備員と押し問答が続き、大変不快な思いをしました。この事はどこに言えば良いですか。	雇用 経済 部	雇用 対策 課	この度の対応について、不快な思いをされたことについてお詫びいたします。三重県勤労者福祉会館のおもいやり駐車枠の運営については、一般車両の駐車が目立っていたため、三角コーンで駐車枠を塞いでおき、駐車が必要な車両がみえた場合に、守衛員が三角コーンを外すなどの運用対応をしていました。ご意見を受けて、当会館を管理しています（公財）三重県勤労福祉協会に對しまして、おもいやり駐車枠の充実や「コーンでふさがらない枠を設ける」などの運用の見直しを行うとともに、今回不快な思いをされた守衛員の対応について、教育等の指導を行うよう要請いたしました。なお、（公財）三重県勤労福祉協会より「今回のご意見と県からの要請について、当協会の運営会議（理事会）等において周知・確認し、誠実に対応する」旨回答を得ています。	県民 の声 を受け て実施 した
22	2014/ 2/24	電子 メール	苦情	三重テラス について	3月のイベント情報がまだアップされていません。2月も月末なのに情報が遅いのではないですか。情報発信せず客足が減ってきたのは当たり前で、努力不足に思います。東京の知り合いにテラスでのイベントに来てほしいと誘いましたが、肝心のホームページにまだ何も出ていませんでした。	雇用 経済 部	当三 重 県 営 業 本 部 担	「三重テラス」のホームページ等での情報発信に関して、ご指摘をいただきまして、誠にありがとうございます。イベント情報の掲載がなかったことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。現在は、三重県営業本部担当課及び三重テラスホームページに3月のイベント情報を掲載しております。今後も、皆様方のご意見をもとに、魅力のある「三重テラス」となるよう取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
23	2014/ 2/12	封書 葉書	提案 意見	三重テラス について	東京に行った際、三重テラスで食事をしました。予約でしかとれないとのことで、予約して行きましたが、希望していたコース自体も予約制とのことで、仕方なく別のコースを注文しました。そのコースメニューとして注文した三重の特産を使ったスパゲッティはベタベタで美味しくなく、他のコース料理もがっかりする内容でした。レストランの売り上げ低下が取り上げられた新聞記事を思い出しました。知事がおっしゃる通り、メニュー構成が大切です。昼のランチに三重県の素朴な食材を使い、安価にして新鮮野菜で頑張れば、食べたいと思います。ディナーは少々高価になるので、手間をかけた仕上げにすれば、食器も引き立つのではないのでしょうか。	雇用 経済 部	三 重 県 営 業 本 部 担 当 課	「三重テラス」について、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございます。また、レストランのご利用をいただき、ありがとうございます。この度、お召し上がりいただきました料理がご期待に添えなかったこと、心よりお詫び申し上げます。三重テラスのレストランでは、三重の旬の食材を、季節ごとに三重の郷土の特色も生かした食（メニュー）の提供を行うべく、お客様の声や専門家のご意見をもとに、日々改善に努めているところです。いただきましたご意見につきましては、運営事業者とも共有し、さらなる改善に向けて取り組むとともに、今後は、定番メニューと変化があるメニューを柱に、新たなメニューの開発や、平日・休日等の変化に応じたメニューの展開などにも取り組んでいきます。今後ともご支援いただきますようお願いいたします。	す で に 実 施 し て い る
24	2014/ 3/3	電子 メール	提案 意見	関西事務所 の愛称募集 について	三重県の観光情報発信力が強くなっていると感じています。首都圏は「三重テラス」と良い愛称の情報発信基地がありますが、関西圏は「関西事務所」とちょっと入りづらいです。この際、愛称を募集し、リニューアルオープンしてみたいかと思いますが、関西事務所に力を入れて頂きたくお願い申し上げます。	雇用 経済 部	関 西 事 務 所	貴重なご意見ありがとうございます。関西事務所では、大阪だけでなくどまらず広く関西圏において、各種イベントやフェアへの参加、事業者への訪問等を通じて、「食」や「観光」など三重の魅力の効果的な情報発信や、販路拡大の支援を行うなど、営業活動に努めているところです。イベントでパンフレットを配布する際には三重県関西事務所と名称が入った袋を活用し問い合わせ先を明確にしています。事務所内では、三重テラスのような物産の販売や飲食の提供を行っていませんが、三重県内の施設やイベントのパンフレットを400種類程度常備し、観光情報等の提供を行っています。事務所の入り口にのぼりを立て、BGMを流すなど、明るく入りやすい雰囲気となるよう取り組んでいます。これからも三重県及び関西事務所への応援よろしくお願いいたします。	施策 の参 考と する
25 (2)	2014/ 2/20	電子 メール	照会	国道165 号の除雪対 策等につい て	1 先週の大雪で、青山峠は通行止めになっていましたが、ネット上の県防災道路情報には掲載がなく、日本道路情報センターには掲載がありました。なぜ、掲載されないのですか。2 通行止め解除後、県道維持の職員は、現場確認に何回行かれたのでしょうか。名張方面から行くと、青山トンネル～白山トンネル以降300mまでの間は未だアイスバーン状態で、非常に危険で事故が起こりうる状況です。塩化カルシウムを散布した形跡も見えません。以上2点を回答願います。	県土 整備 部	津 建 設 事 務 所 保 全 室	2月14日の大雪により県管理道路13路線が通行止めとなり、道路利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。14日10時14分に三重県中部と伊賀に大雪警報が発令され、国道165号においても青山峠付近で最大約40cmの積雪となったため、やむを得ず同日12時から通行止めを行いました。国道165号は通行量が多く、主要な幹線道路であるため、早期復旧を目指し、車道部分を優先した除雪作業を行ったところ、翌15日19時30分に通行止めを解除することができましたが、その時点で、道路のセンターライン付近、路肩付近周辺に除雪により寄せられた雪が残っており、通行者の皆様にはご不便をおかけすることになってしまいました。県は、毎年、道路巡視、凍結防止剤散布及び除雪などの雪氷対策業務を事業者に委託しています。通行止めを解除した15日の夜及び16～22日までの毎早朝には、事業者により、巡視、凍結防止剤散布及び機械除雪等を行いました。県は、雪氷対策業務の事業者と道路状況の情報共有を行うとともに、17日、20日、21日に道路のパトロールを実施しました。日頃から、気象予報等により道路の凍結等が見込まれる場合は、深夜、早朝に道路巡視を行うとともに、必要に応じ凍結防止剤散布等の対策を講じておりますが、今回、近年にない大雪被害が生じ、想定外の事態への対応が必要となりました。今後は、この経験を活かし、適切な雪氷対策に努めてまいります。	す で に 実 施 し て い る

26 (6) (26)	2014/ 2/14	電子 メール	提案 意見	平成26年 度予算と雇 用経済情勢 について	1. 熟慮を重ねた予算案ですが、財政硬直化は改善されていません。次世代の事を良く考えていますが、ビジョンとしてははっきり示して欲しいです。2. 歳入の県債と、歳出の公債費とのバランスはどう考えていますか。3. 義務的経費が膨らんでいる為に独自の政策が窮屈です。国の施策・社会保障の増が大きなウエイトを占めていますが、県として今以上の知恵を出す方法はないですか。4. 職員の人件費・人員減は理解できますが、予算に聖域はありません。議員の報酬等・人員減を真剣に考えて欲しいものです。5. アベノミクス効果が出ているように報道されていますが、三重県の雇用・給与・経済等を見ているとダブル減、4月からトリプル減が実態です。26年度下半期から倒産・自己破産・解雇から生活保護受給者増の方向に進むのが実態状況と思います。明るい材料が見つけないです。明るいものがあるのですか。	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	三重県議会議員の報酬月額については、平成24年7月1日から、条例本則に規定する額よりも7.8%減額、政務活動費については、平成23年7月1日から条例本則に規定する額よりも20%減額しており、これらの減額措置は平成26年3月31日までと定めています。平成26年4月以降の措置を協議するため、平成26年2月25日に代表者会議を開催し、各会派の意見を聴き取るなどして早急に議論を進めることを決定したところです。議員の定数については、昨年1月に選挙区調査特別委員会を設置し、一票の格差の是正を基本に定数削減や選挙区の見直しの検討を行っているところです。現在は、次々回選挙から総定数を51名から6名減数し45名とする中間案を作成し、広く県民の皆さんにパブリックコメントを行ったところです。今後は、同委員会において、県民の皆さんからいただいたご意見を参考にして、最終案の作成に向けて引き続き議論が行われる予定です。	す で に 実 施 し て い る
27 (14)	2014/ 2/28	電子 メール	提案 意見	PM2.5によ る学校対応 について	2月26日にPM2.5の注意喚起が発表されていましたが、三重県内ではどのような対応があったのですか。特に、小中学校のグラウンドで、通常通り体育の授業やクラブが行われていたことが気になります。体育の授業は室内で行うとか、屋外での部活動を自粛するなどの対応をお願いします。	教 育 委 員 会	教 育 総 務 課	県環境生活部の注意喚起を受け、県教育委員会では、市町等教育委員会及び県立学校に注意喚起を傳達しました。学校やクラブ活動など学校での対応において、控えるべき「屋外での長時間の激しい運動」については、「微小粒子状物質（PM2.5）に関するよくある質問（Q&A）」（環境省）によると、「一概に明示することは困難ですが、マラソン大会のように呼吸器系への過度の負担が長時間続くような運動が想定されます。運動会等の屋外活動は、長時間の激しい運動にはあたらないと考えています」とあります。よって各学校が体育の授業やクラブ活動の実施について、時間や場所を考慮した上で判断し、適切に対応していただくことが適切であると考えます。今後とも、PM2.5に関する情報の収集及び迅速な注意喚起に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。	す で に 実 施 し て い る
28 (3) (29) (B)	2014/ 2/17	面談 来訪	提案 意見	県民の「知 る権利」の 侵害につい て	私は、平成21年12月22日付で教委第17-172号の公文書不存決定通知書を受け取った県民です。「公文書が存在しない理由」に「見つかりませんでした。」と表記されていますが、通知書を受け取ってから、見つかったという連絡はいただいております。鳥羽港改修工事に係る公文書改ざん事件にショックを受けており、この公文書も、だれかが勝手に廃棄してしまったのではないのかと不信感を持ちました。平成21年12月にはすでに検索や聴取調査を実施していただいておりますが、この簿冊は永久に見つからないと結論づけてよいのでしょうか。教育委員長と教育長に説明していただきたいと思っております。以前に、教育委員会定例会でも話し合っていたのですが、そもそも、「不存理由は不明です」というような公文書不存決定通知書が決裁されてよいのだろうかと考えています。当時の知事部局の法務・文書の担当者から、簿冊内の文書がすべて永久保存文書でなくとも、一部にあれば保存期間は「永久」と処理されると説明していただきました。「永久」は、30年に変更されるので、保存期間が「永久」の簿冊がないのは普通に考えればおかしいとの事でした。鳥羽港改修工事に係る公文書改ざん事件も、この公文書不存も、県民の知る権利の侵害だと考えていますが、知事のご見解もお知らせ下さい。なお、この文面は要約せずに、そのまま知事、教育長、教育委員長に見せて下さい。	教 育 委 員 会	教 育 総 務 課	平成21年12月22日付け教委第17-172号の公文書不存決定通知書及び県民の知る権利の侵害に関するご指摘についてお答えさせていただきます。公文書不存決定につきましては、対象となる公文書を探したところ、当該公文書の存在が確認できなかったことから、公文書の不存決定を行ったものです。当該公文書は、総務局や出納局から他部局へ発出された公文書を、教育委員会事務局が学校などに経由、通知したものであり、平成12年度から平成14年度にかけて、全庁的に公文書の保存期間の見直しが行われている中で、保存期間の訂正を行ったものと推定され、その際に訂正した保存期間に従って廃棄されたものと考えられます。しかし、当時公文書の保存期間を訂正する処理記録の保存期間について定めが無く、公文書の不存理由を明らかにすることができない状況となり、不信感を招くことになってしまいました。今後とも、三重県情報公開制度の趣旨を各職員が理解し、公文書の開示請求に適正かつ円滑に対応することにより、県民の知る権利を尊重するとともに、説明責任を果たすことができるように取り組んでまいります。	す で に 実 施 し て い る
29 (3) (28) (B)	2014/ 2/17	面談 来訪	提案 意見	県民の「知 る権利」の 侵害につい て	私は、平成21年12月22日付で教委第17-172号の公文書不存決定通知書を受け取った県民です。「公文書が存在しない理由」に「見つかりませんでした。」と表記されていますが、通知書を受け取ってから、見つかったという連絡はいただいております。鳥羽港改修工事に係る公文書改ざん事件にショックを受けており、この公文書も、だれかが勝手に廃棄してしまったのではないのかと不信感を持ちました。平成21年12月にはすでに検索や聴取調査を実施していただいておりますが、この簿冊は永久に見つからないと結論づけてよいのでしょうか。教育委員長と教育長に説明していただきたいと思っております。以前に、教育委員会定例会でも話し合っていたのですが、そもそも、「不存理由は不明です」というような公文書不存決定通知書が決裁されてよいのだろうかと考えています。当時の知事部局の法務・文書の担当者から、簿冊内の文書がすべて永久保存文書でなくとも、一部にあれば保存期間は「永久」と処理されると説明していただきました。「永久」は、30年に変更されるので、保存期間が「永久」の簿冊がないのは普通に考えればおかしいとの事でした。鳥羽港改修工事に係る公文書改ざん事件も、この公文書不存も、県民の知る権利の侵害だと考えていますが、知事のご見解もお知らせ下さい。なお、この文面は要約せずに、そのまま知事、教育長、教育委員長に見せて下さい。	教 育 委 員 会	予 算 経 理 課	教育総務課からの回答と同じです。	す で に 実 施 し て い る

4月1日 Web 公開の県民の声を受けて（「県民の「知る権利」の侵害について」（整理番号 No.3、No.28、No.29））について

○発生した事例

平成21年12月、県民から保存期間が永久保存となっている公文書について開示請求を受けたが、公文書の存在が確認できず、公文書の不存理由を明らかにすることができなかったことから、開示請求者の不信感を招いた。

○原因

平成12年度から平成14年度にかけて、全庁的に公文書の保存期間の見直しが行われた中で、保存期間の訂正を行い、その際に訂正した保存期間に従って廃棄されたものと考えられる。

しかし、この当時は、保存期間を変更した場合の処理記録の取扱いについての定めが無く、変更処理した記録も無かったため、公文書の存在を明らかにすることができなかった。

○再発防止に向けて

現在の教育委員会処務規程は、知事部局の公文書管理規程を一部準用しており、公文書の保存期間を短縮した場合の処理記録の取扱いについて規定している。

今後とも、公文書の管理については、教育委員会処務規程に従った適正な事務手続きを行っていくとともに、情報公開制度についても、適正かつ円滑な対応により、県民の知る権利を尊重し、説明責任を果たすよう取り組んでいく。

平成 25 年度「県民の声を受けて」の年間概要

平成 26 年 4 月 11 日

戦略企画部

県民の声を受けて、平成 25 年度(4 月～3 月)に、県ホームページに公表した県民の声と県の対応について、その概要は以下のとおりです。

声の件数は 703 件で、このうち 50 件については複数の所属が対応しており、県の対応件数は 764 件となっています。

1 声の種別 (件)

区分	提案・意見	苦情	要望	照会	相談	激励・賛同	その他	計
件数	533	86	70	62	2	11	—	764
	(954)	(88)	(102)	(88)	(3)	(19)	(—)	(1, 254)

注 1) () 書は平成 24 年度です。

2. 対応部局別反映区分 (件)

部局等	区分	既の実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部		10	1			7		18
戦略企画部		10	2		1	28	5	46
総務部		51	10	3		10	16	90
健康福祉部		66	7	2		28	16	119
環境生活部		30	8			13	11	62
地域連携部		27	6	2		16	12	63
農林水産部		26		1	1	7	7	42
雇用経済部		33	3	2		39	2	79
県土整備部		124	2	2	2	17		147
出納局			1					1
企業庁		1	2				1	4
病院事業庁		5		1				6
議会事務局		22	1			1	1	25
監査委員事務局								—
人事委員会事務局								—
教育委員会事務局		39	4	1		4	11	59
労働委員会事務局								—
選挙管理委員会事務局		2					1	3
計		446	47	14	4	170	83	764
		(661)	(34)	(15)	(3)	(147)	(394)	(1, 254)

注 2) () 書は平成 24 年度です。

注 3) 各庁舎事務所等は、本庁各部局にカウントしています。

3 主な内容

(1) 職員に関するもの

平成 25 年度年間対応件数 764 件のうち、県職員や教職員に関する意見、苦情等は 68 件ありました。その内容は次のとおりです。

① 勤務、応対等に関するもの (49 件)

- ・職員の電話や応対に関する意見、苦情：17 件
- ・職員の服装、勤務に関する意見、苦情：16 件
- ・職員の行動・マナーに関する意見、苦情：14 件
- ・職員の来庁者応対へのお礼等：2 件

② 人事、採用、給与等に関するもの (19 件)

- ・職員等の人事、採用等に関する意見：8 件
- ・職員の給料、手当等に関する意見：11 件

(2) 多数寄せられた声

平成 25 年度年間対応件数 764 件のうち、多く寄せられた声は次のとおりです。(10 件以上)

- ① 道路整備への提案（県政一口提案）：115 件
- ② 観光対策に関するもの：28 件
- ③ 動物愛護に関するもの：24 件
- ④ 道路等の維持管理、整備に関するもの：16 件
- ⑤ 県有施設の管理等に関するもの：13 件
- ⑥ 三重テラス等（首都圏営業本部）に関するもの：13 件
- ⑦ 県政だよりみえ（掲載内容等）に関するもの：12 件
- ⑧ 防災対策（地震対策等）に関するもの：11 件
- ⑨ 県政だよりみえの各戸配布廃止に関するもの：10 件

(3) その他

県民の声を受けて、業務の改善につなげた所属、取組に対して賛同の声を得た所属に対して広聴広報課長等から「ありがとうカード」をお送りしました。(4 件)

【業務の改善につなげたもの】

- ・文化振興課：総合文化センターの立体駐車場の 3 階から下る際、下から来た車を避けようと左側に車を寄せたら、金属のガードに接触してしまったので金属のガードにクッション性のあるカバーを付けてほしいとの要望を受け、プラスチック製の保護具とトラテープ（黒と黄のテープ）を取り付けた。

【取組に対して賛同の声を得たもの】

- ・四日市農林事務所農政室：昨年今年と、みえ出前トークに参加しましたが、わかりやすく非常に有意義でした。昨年より身近な話が多く、大変良かったと思います。
- ・水産資源課：漁業調整規則に関する質問をしたところ、対応した職員の丁寧な対応にととても感心しました。やさしさや気遣いのできる行政サービスは行政の重要な部分ですが、このようなプロの仕事に信頼を感じています。
- ・国際戦略課：台湾と三重との交流は一県民としてとても嬉しく感じています。これからも交流が進み、経済のみならず民間交流も親密なものになっていけたら嬉しく思います。これからの活動も応援しています。